蹴鞠の展開についての一考察

― 江戸時代の争論を中心として、蹴鞠における家元制について ―

渡 辺 融

序

蹴鞠は、わが国に近代スポーツが流入する以前 に存在した数少ない球戯の一つである.

現代では遊戯としての生命を失っているのであるが,江戸時代以前には和歌と併せて「歌鞠両道」と呼ばれ,貴族の重要な技芸であった.鎌倉時代以降は武士の間にも行なわれ,また江戸時代には農民,町人階級にまでひろまっていたのである.

このように蹴鞠は「嗜み」の一つであり、芸事 という扱いをうけていたのであるが、

- 1. 家元が立てられ、秘伝を代々伝えていた事 実が示すように、技術性を有していたこと (蹴鞠の名手は名足と称された).
 - 勝負鞠に見られるような競技性を有していたこと。すなわち8人を1グループとして、2ないし3グループをつくり、グループの8人の間で鞠を蹴り続け、地上に落さずに続いた回数を数え、他のグループと回数の多寡をを競う¹⁾。
 - 3. 活発な身体活動を伴うこと.

以上のような条件から考えると,「スポーツ的」 な要素をもった遊戯であったことは明らかであろう.

現在の近代スポーツに包括されている球技の中には,近代以前の社会で遊戯として行なわれていたものが少なくない。蹴鞠は「スポーツ的」な要素をもった遊戯でありながら,近代社会には生命を持ち続けることはできなかったのである。このような点について,蹴鞠の展開過程を考察するこ

とによって、その原因を追求したいと考えるものである。本稿においては、鎌倉時代以降の蹴鞠の 展開に、最も大きな役割を演じたと思われる家元 制度について、江戸時代に起った家元争論を中心 として考察してゆきたい。

1. 平安末期までの蹴鞠の展開の概観

江戸時代の後期には、他の諸芸の家元と並んで、蹴鞠では飛鳥井・難波の両家が家元と称せられている². しかし管見の限りでは、蹴鞠関係の記録や文書に家元という文字は見当らない。蹴鞠がこの両家の家業であるとか、蹴鞠のことをこの両家に代々沙汰せしめるとか、天皇・上皇あるいは将軍の代々の御師範であるというような表現が用いられている。したがって、家元というよりは、師範家と呼んだ方がふさわしいのかもしれないが、後述するように、蹴鞠に関するあらゆる面の独占的な特権から考えて、他の諸芸の家元制と酷似しているので、本稿では家元という表現をとることにしたい.

「諸家家業記」3)の蹴鞠の項に,

飛鳥井 難波

飛鳥井,難波は兄弟同宗之家にて元来飛鳥井は難波の別流に候,蹴鞠之事,難波刑部卿頼輔卿と申人より其孫刑部卿宗長卿参議雅経卿と申両人え相伝有之,宗長卿は難波家を相続し,雅経卿は則飛鳥井家之元祖にて是より飛鳥井家起り候,右宗長雅経両卿より両家共代々相承け家業と相成,勿論両家より御師範にも被参候事に候,(中略)冷泉家元は御子左と称し候,元祖為家卿雅経卿より蹴鞠を被伝,其後暫之間御子左,冷泉両家並立候頃御子左家にては,冷泉家に

て蹴鞠被取扱候事被留候事に相成,俗諺に難波歌よまれず,冷泉蹴鞠ならずと申唱へ候事など有之候由,(中略)冷泉家は蹴鞠相伝有ながら,

取扱候事を被止候儀にて(後略) とあり、難波頼輔の孫宗長、飛鳥井雅経をもって

家元制の始まりとしている.

頼輔は難波家の祖忠教の嗣であって,古今著聞 集に書かれている蹴鞠の天才侍従大納言成通卿か ら蹴鞠を相伝されているのである⁴⁾.

宗長は長寛2年生まれで嘉禄元年に薨じ (1164 ~1225), 雅経は嘉応2年~承久3年 (1170~1221), いずれも平安末から鎌倉初期にかけての人であり、家元の成立はこの時期, すなわち古代と中世の交の頃と考えられるのである.

家元成立以前,すなわち平安末までの蹴鞠の展 開を概括して見たい.

わが国の文書資料上に蹴鞠の記事の見られるのは、日本書紀、皇極紀3年(644)の中大兄皇子、中臣鎌子らの法興寺の蹴鞠興行の記録が初見である⁵⁾.

10世紀前半に成立した倭名類聚抄では、蹴鞠の 起源を中国としており⁶)、室町時代冷泉為定の著 遊庭秘抄も、同様に起源を中国としている⁷).

このようなところから、蹴鞠も他の文物と同じように、当時の先進国唐から受け入れられたと考えられるのである。そこで中国における蹴鞠の展開を見たいと思うのである。

笹島恒輔著の『中国体育史』によれば、中国には、やはり蹴鞠とよばれる遊戯が漢代から存在しており、中国の蹴鞠は、競技方法によって次の4種類に分類し得る8).

- 1. 前漢 (B. C. 202~8) に始まり, 唐初 (618~907) まで行なわれたもの, 対抗戦形式をとり, 競技場の両端に鞠域という穴を設けてあるもので, 漢代に盛んであった.
- 2. 後漢 $(25\sim221)$ の中頃から始まったもので、 鞠域を必要とせず、比較的競技的色彩がうすく、 $1\sim9$ 人で行なえるもの、唐代には宮廷の貴族達 の間で行なわれた。
 - 3. 唐初にはじまり北宋(960~1127)にいたって

行なわれなくなったもの, 2個の毬門を場内の両端に設け, 空気入りでよく弾む毬を用いるもの. 現代のサッカーに最も近い.

4. 北宋末から清 (1616~1911) の中期まで行なわれていたもの, 1個の毬門を場内の中央に設け2チームがその両側に向い合って立ち, 毬門をへだてて毬を蹴り合うもの。宋・元・明代にはこの種のものが行なわれた.

同氏はこれら4種の蹴鞠の中で、(2)に属するもので8人で行なう形のものが、形式的にはわが国で行なわれた蹴鞠に最も近く、また(1)(3)(4)が軍事訓練的色彩が強いのに対し、(2)は唐の貴族達の遊戯として行なわれていた点でも、わが国の古代貴族の遊戯として行なわれていた蹴鞠と類似しており、この種のものが伝来したと考えられるとしている。

奈良時代以前には、蹴鞠実施に関する記録はわずかに過ぎないが、平安時代に入ると、貴族達の間でこれが行なわれたことがうかがわれる。すなわち西宮記には延喜5年(905)、天暦4年(951)、同7年、応和2年(962)に、それぞれ宮中に人を召して蹴鞠の会を催したことがあり、具体的に鞠数(一座の者で地上に落さずに鞠を蹴った回数)が206、207、520等と記されており、絹や禄を賜わったということも記されている⁹⁾。また平安中期の承暦4年(1080)には宮中で蹴鞠があった時、堪能の輩が多く集まったという記事も見えており¹⁰⁾、枕草子の一節に「まりもおかし」とあることなどを考えると、平安貴族の間では、鞠は小弓と並んで代表的な遊戯となっていたようである。

平安末期になると侍従大納言成通,賀茂神主成平のような名足が輩出しており,成通のごときは,鞠の練習を行なうこと7,000日,そのうち1日も休まず2,000日通して行ない,清水寺の舞台の高欄を,鞠を蹴りながら,西から東へ東から西へ往復して渡り,時人を驚かしたといわれている¹¹⁾.またこの時期になると,宮廷で大規模な鞠会¹²⁾が催されるようになり,鎌倉時代に入っても引続き行なわれている.

2. 飛鳥井・冷泉の争論を通じて見た蹴鞠の家 元

江戸時代の寛文年間 (1661~1673) に、蹴鞠について、家元の飛鳥井家と冷泉家との間に争論があった. 当時の飛鳥井の当主雅章の覚書によって、この事件のあらすじを述べよう¹³⁾.

寛文の初頃、冷泉為清は鞠道が冷泉家の家業であると主張して、勝手に自分の邸内に4本の松を植えて蹴鞠場をつくり、蹴鞠の装束を青 侍 に着せ、装束の規則を恣にした。雅章は、蹴鞠は元来飛鳥井家の家業であって、為清の主張は不当であるとして、冷泉家にその中止を申し入れたが、為清はこれを受け入れなかった。そこで雅章は、勧修寺大納言経広、清閑寺大納言共綱、持明院大納言基定を通じて、天皇、上皇に訴え出たが、なかなか決着がつかなかった。

当時雅章は武家伝奏役を勤めていたので、寛文 3年春、勅使として江戸に赴いたおり、老中酒井 雅楽頭、阿部豊後守、稲葉美濃守を通じ、飛鳥井 家に徳川将軍家から歴代鞠道についての直判の証 文 (鞠道が飛鳥井家の家業たるの証文) を請けてお り、また先祖代々勅書、武家の文書をも請けてい るので、当代(第4代将軍家綱)の直判の証文をも 請けたいとの希望を述べた。そして同年秋難波宗 量を伴って再び江戸へ下り、江戸城内で蹴鞠の興 行を行なった時に、下記のような証文を将軍から 下されたのである。

「就鞠道之儀勅書並代々証判依有之可令其沙 汰之趣任当家三代先判之旨弥不可相違之状如件 寛文三年十月朔日 家綱判

飛鳥井前大納言殿」

この時雅章は老中に,「年来の大望今日相達し 喜悦之至り謝す所を知らず」と述べ,将軍には御 礼として鞠装束一具を献じた.

翌4年の春、雅章が江戸に赴いた時、冷泉・飛 鳥井両家の争論の事情を老中に尋ねられ、事件が 未解決であること、冷泉家鞠道を家業であると主 張する論拠となっている鞠道についての勅書の存 在があいまいであり、この点を糺明してほしいこ とを答えた・

幕府は, 勧修寺大納言, 牧野佐渡守を介して, 冷泉家に鞠道についての証文の存在の有無を調査 させたが、発見することができなかった. そこで 同4年5月に、将軍家使者として品川内膳正が上 洛したさい,冷泉家に老中の内意として,鞠道に ついての証文がもしなければ、 鞠道を家業と称す るのは奇怪である, もし将軍家から子細を問われ たならば、罪は免れないであろう、と伝えたので ある. 冷泉為清は大いに驚いて, 即日松を掘り捨 て鞠垣を破って、その過失を謝罪したのである. 同年6月幕府の使者が、飛鳥井家にいたり、今度 の事件については、為清が直ちに松を掘り捨て、 垣をこわして過失を謝したので不問に付すること としたが、自今鞠道は飛鳥井一家の家業であるこ とを確認することを達し, また勧修寺大納言にも この厳命を伝え,このことを禁裏,仙洞に奏聞す べきことを告げた.

以上が事件のあらましである.

この事件で注目すべきことは、両家が鞠道を家業であると主張した根拠は、勅書その他の、家業であることを政治権力から保証された文書である。この点について飛鳥井側は、

「当家元祖雅経卿自承後鳥羽院之倫命以来数通 之勅書並将軍家代々之 内書依下賜之当家累代所 令沙汰也」と述べ,飛鳥井家が,後鳥羽院以来 度々,院・天皇・将軍から蹴鞠を同家の家業とす るという文書をもらっていることを示している。 冷泉家の側も,雅章の覚書によると存在しなかっ たことにはなっているが、「先祖為広,為和卿蹴 鞠之事文書分明也……」と述べ,また人を通じて 雅章に「冷泉家鞠道勅書之写」を示しているが, 雅章は,この文書の字が余りに稚拙なので納得で きないと述べている。

このように、蹴鞠を家業として家元に保証をしたのは、院・天皇・将軍というような当時の政治権力者であった。諸家家業記にも、また雅章の主張にも、飛鳥井家の蹴鞠の初めは雅経であって、蹴鞠保存会所蔵の文書によると¹⁴⁾、最初にこれを保証したのは後鳥羽院であった。承元2年(1208)の院宣がそれに当ると思われる。原文を掲げて見

ると,

賀茂神主幸平鞠道弟子取事有間敷由可申付旨 院御気色候也仍執達如件

謹上 飛鳥井雅経殿

有雅花押

賀茂松下家は代々神主であり、当時蹴鞠を盛に 行ない技術的にも高かったようであり、既述した 成通も、神主成平に蹴鞠の伝授をうけているし¹⁵、 その他にも同家から何人かの名足を出していた。 また宮中で蹴鞠の興行がある時には、賀茂からも 召されて参加していたのである。このように、蹴 鞠については、当時かなり権威があったと思われ る賀茂松下家に弟子取りの禁止、すなわち家元と して、蹴鞠を伝授することを禁止したものであ り、同様の松下に対する禁令はこれ以後にもよく 見られるのである。

慈昭院即ち足利義政が飛鳥井雅親(栄雅) に与え た御教書を例示すると,

袖御判

鞠道雖為三家後白河院以来御代々御師範之儀 別而規模候然者従先祖代々門弟之事候間道次申 候雖為一家之者門弟取事不可有之儀候又加茂人 松下露払之時其外飛鳥井家縮ニ出候時曲足蹴候 事一切不可有之儀候於田舎者楚忽之輩沓葛袴免 之由曲事候今度於下向者急度可申付候仍状如件

宝德四年二月廿五日

右従慈昭院殿栄雅被下16)

とあり、これによれば、一門の者でも家元以外 の者は弟子を取ってはならないと、厳しく定めら れたのである.

江戸時代になっても, すでに述べたように, 家 康以来代々の将軍が, 飛鳥井家に直判の文書を出 してこれを保証したのである.

3. 飛鳥井・難波の争論を通して見た家元の権限

既述のように蹴鞠の家元は, 常に政治権力の保証によって家業を守られてきたのである.

諸家々業記に見えるように、御子左家も家元の 一つであり、遊庭秘抄の著者御子左為定を出して いるが, 応永年間に絶家している.

西山松之助氏の「家元の研究」によれば、家元 の権限を次のように概括している¹⁷⁾.

- (イ) 技能に関する権利,例えば秘匿権,上演権, 「種目」「型」の統制ならびに改訂権.
- (ロ) 教授, 相伝, 免許に関する権利.
- (ハ) 懲罰,破門などの権利.
 - (=) 装束, 称号などの権利.
 - (ホ) 施設ならびに道具を統制する権利.
- (^) 右の諸権利によって生ずる収入を独占する 権利.

等とされている.

先に見られた,松下の弟子取りに関する禁止, 冷泉家の行為に対する禁止は,このような家元の 権限を保護するための政治権力の発動であること は明らかであろう.

蹴鞠における家元の権限のアウトラインを,江戸時代に起った両家元(飛鳥井・難波)間の争論を通して考察してみたい.

元来飛鳥井・難波両家は、家の成立過程から難波が本家であり、飛鳥井は庶流であった(飛鳥井初代雅経は難波宗長の弟でともに頼輔から鞠の伝授をうけている). しかし、14世紀中頃に難波家が中絶し、慶長年間に、飛鳥井雅庸の二男雅宣が宗勝と名乗って難波家を再興している¹⁸⁾. ちょうど同じ頃に、もう一家の家元御子左家も絶家しており、この間に飛鳥井は唯一の家元として、足利将軍等から保証をうけて地位を固めたようである。そして難波家再興の際にも、自家から養子を出している。このような事情から難波、飛鳥井の本来の嫡、庶の関係は江戸時代に入って主客転倒したようで、難波は家元として、飛鳥井に一歩譲っていたようである。

このような両家の関係を不満とする難波家の側から、江戸時代にはしばしば訴えが出され、両家の間に争論が起っている。 宝暦 14年に 飛鳥井雅香が記している「鞠道争論之一件」¹⁹⁾ によって争論の経緯を述べ、家元の権限について考察してみたい。

宝暦 4 年 (1754) 9 月 29 日, 難波前中納言宗建

願書を提出している. すなわち蹴鞠は元来難波・ 飛鳥井両家の家業であり、相並んで勤めてきたの である. 門弟に免許を与えるさいも, 両家が申し 合わせてこれを行なうべきものである. 宗建の祖 父宗量が中年以後病気で引き籠ったさいに, 嫡子 宗尚(宗建の父)が蹴鞠の門弟のことを受け継いだ のであるが, 宗尚は養子であって実は飛鳥井雅章 の子であり、 当時の飛鳥井宗家雅豊の実弟であっ たので, 鞠道のことは専ら兄雅豊, すなわち飛鳥 井家が取り計らい,宗尚,すなわち難波家は雅豊の 命に従っていた. このようなことから自分(宗建) の代になると,「愈々以飛鳥井独立被取計」れる ようになって、難波家は門弟のことについては、 堂上の門弟の外には一向存知せざるようになって しまい、家業は衰退してしまった.

すでに宝永7年(1710) にも, この問題に関して 両家の間で争論があり、関東(幕府) からも武家伝 奏役を通じて仲裁があって、両家の間に次のよう な申し合わせを行なって落着した.

すなわち, 「今後京都並びに諸国の門弟に免許 させる時にはすべて両家で申し合わせの上でこれ を行なうこと」というのであった. しかし江戸・ 大阪二ヵ所の門弟に関しては、何の申し合わせも なく, 雅豊は追て申し合わせるべしと言ったが, その後音沙汰はなかったのである. ところがこの 二ヵ所の門弟についても、謝礼は両家が同じよう に勤めているのである. また武家の門弟に関して は、飛鳥井家が専ら免許を出していて、難波家へ は飛鳥井からの申し合わせもなく、武家の門弟か らも何の沙汰もないのである. 飛鳥井雅香の代に なっても同じ状態なので、 度々申し入れをしたの であるが、聞き入れられなかった. このように、 免許も出さずにその門弟の分の謝礼ばかり勤める ことは、全くいわれのない不快なことである. で あるから, すべての門弟について, 堂上の門弟に 準じて両家が申し合わせて免許するべきであっ て,門弟の居所により,また人(身分)によって免 許の方式が違うのは、甚だ心得難いのである. 7 年前の延享4年 (1747) にも, 同じ件で争論があ

は、武家伝奏、柳原光綱、広橋兼胤に次のようなり、互いに宝永7年の申し合わせを守ることを承 知したのに、飛鳥井家のみが免許した門弟も多 く, また両家で申し合わせて免許した門弟でさえ も,難波へは何の沙汰もない者がある.このよう なことでは、難波家はますます全国の門弟のこと を存知せざるようになり、 家業が衰退することは 必然であり、以前の仰せ出にも背き、両家の申し 合わせも有名無実になるので,前々の通り、門弟 免許はすべて両家の申し合わせの上で行ない、当 家の家業が立つようにお願いするものである. も し当家の言い分が立たない場合には、不本意なが ら,「向後は難波家は鞠道を停止仕り度い」しか し、それでは慶長年間に難波家が再興せられた意 味がなく、申し訳ない次第である。云々.

> 以上が宗建の訴えの大略である. 宗建は門弟に 対する免許授与の不公平を、繰り返し訴えている のである.

> これに対して、飛鳥井雅香は10月5日付をも って、難波宗建の訴えの趣意は知らないが、「先 達而一家中取扱ニテ相済之通之儀ニ候得バ於雅香 何之所存無之候得共, 自然相違之筋有之候得バ於 雅香も所存可申上存候」と言い, 争論に応ずる態 度を見せ, 同時に, 争論中の諸免許の取扱いに関 して、次のようにすることを述べている. すなわ ち諸免許の取扱いは,

- 1. 諸家の冠組懸の免許については、内々は難 波へも申し談じていたのであるが、天皇に何 いを立て、免許を出していた分は飛鳥井が取 扱っていたのであるから, 争論中も組懸を望 む者があれば、例の通りに叡慮を伺った上で 免許を出したい.
- 2. 武家に対する組懸の免許は、難波家は全然 与っていないので、例の通りに叡慮を伺って 免許を出したい.
- 3. 諸家ならびに京都の門弟に対する蹴鞠の色 目(装束その他)の免許は、難波と申し合わせ て免許していたのであるから, 争論中は免許 を出さない.
 - 4. 江戸大阪の門弟に対する色目免許は、従来 難波家へ申し合わせずに出しており, ただし

謝礼は、門弟から両家の分をまとめて飛鳥井 に出させて、飛鳥井から難波へ彼家の分をと どけていたので、争論中も免許を出し、謝礼 を当家から難波へ送り、追て差し出させるよ うに申し付けることにしたい.

5. 田舎(諸国)の門弟の色目免許は,難波と申 し合わせて出していたところの分について は,京都の場合と同様に,争論中は停止した い.

とすることを申し出ている.

以上両者の言を総合してみると,江戸時代の蹴 鞠の家元の権限の主たる内容は, 冠懸緒の免許 と,蹴鞠の色目,すなわち蹴鞠のさいに着ける衣 装,沓,扇類とか,蹴鞠場の設置,秘伝書の相伝 などに関する免許であった.

そしてこれらの免許に対する権限は,諸家に対 する懸緒免許は難波が一部関与していた.

武家に対する懸緒の免許は、飛鳥井がすべて握っていた。

諸家(堂上) および京都の門弟の色目免許は,両家が申し合わせて出していた.

諸国の門弟の色目免許は、場所によって両家の申し合わせによっていた.

江戸・大阪の門弟の色目免許は, 飛鳥井が握っており, 門弟は難波家へは, 謝礼のみを出せばよい程度の関係であった.

武家の門弟の色目免許は,飛鳥井が握っていた.

このように、飛鳥井家の方が家元として実質的 に広く、大きい権限を握っていたようであり、そ の故にこそ難波宗建が家業の衰退として歎訴した ものと思われる.

この争論は、同年12月にいたって、飛鳥井雅香、雅重父子と難波宗建、宗城父子との間で和順の約状が交されて落着している。和順の内容は、

1. 今後蹴鞠について、再興あるいは新儀の事を仰出された場合には、両家で異儀がないように申し合わせ、花山院家ならびに一族の老輩とも相談して御請けする。また両家間でよく申し合わせ異儀のないようにとりはから

5.

- 2. 諸家、武家、地下の門弟については、江戸 ・大阪・諸国の者たちも、京都の門弟と同じ く両家へ願い出て、両家で相談した上で免許 する、また破門の場合も同様である。
- 3. 諸家で組懸緒を望む者には、両家相談の上 飛鳥井から叡慮を伺い出て、仰出の旨を難波 に伝え、両家から其者に免許する。

武家の場合は特別とし、これまでの通りにする.

- 4. 門弟に教訓の品を送る時には、これまでの 通り尋ねに応じて申し聞かせる.
- 5. 免状の書体は是までの通りにする.

以上の他に、前記4名が連名で武家伝奏へ差し出した和順の注進には、下記の条々がある。すなわち「関東(将軍) 之判物飛鳥井家所持、門弟之免状等も飛鳥井家より差出候事、カ様の儀ニ付難波家より自今願候儀勿論有之間敷儀ニ候得ドモ弥右の通り可相心得候事」とあり、また、武家・地下門弟免許の部分にも、「飛鳥井家より難波家之相談候て沙汰せしむべく候」とある。

このように、宝暦の争論においては、どのような理由によるのかは明らかでないが、難波家の主張がかなり容れられ、飛鳥井家が譲歩したと考えられるが、なおかつ幕府との関係とか、武家・地下の門弟との関係で、飛鳥井が優越していたと考えられるのである。

4. 蹴鞠における免許の内容

前章で明らかにしたように,江戸時代に蹴鞠の 家元飛鳥井・難波両家のもっていた権限は,

- (1) 冠懸緒の免許,
- (2) 蹴鞠の入門・昇進に伴う色目の免許,
- (3) 破門,

等に関するものであった.

これらについて少し内容に立入って考察してみ たい.

(1)の冠懸緒の免許は、この時代には蹴鞠関係の 免許とはわけて考えられていた。家元である飛鳥 井家は、所望者の希望により、天皇に伺いを立て

(執奏し) て後免許せしめることになっている. 諸 の門弟に対して,免許権を掌握していた.これに 家々業記には,「両家 (飛鳥井・難波) より冠之掛 緒免許之事これ有り候, 右も元来蹴鞠より事起り 候儀にて, 両家之入門, 蹴鞠凡五十度出座之後, 叡慮を伺はれ,紫之掛緒免許致され候事御座候²⁰⁾」 とあり、起源的には蹴鞠と関係があり、最上級の 紫掛緒は、入門後50度蹴鞠を経験した者にしか 許されないというのである. 古代における貴族の 冠には、はじめ掛緒はなかったが、後鳥羽上皇が 鞠のお遊びの時、往々にして冠が落下するので、 紫紐をかけ頤で結んだ事が起源となったといわれ ている21). 掛緒は中世には常用されていないが、 江戸時代になって常用されるようになった. この ように起源的に蹴鞠に由来するものであるので、 免許も飛鳥井・難波の権限に属することになった ものであろう. 江戸時代になって、蹴鞠以外の時 にも掛緒が常用されるようになると, 実質的には 掛緒の免許は、蹴鞠そのものとは関係がなくなっ てくるのが当然である.

文政年間鷹司政通が飛鳥井家に差出した「鞠道 相伝誓書」の文面に次のごときものがある.

立烏帽子紫組懸緒掛樣之受所望申入処 鞠道門弟之外相伝無之候間鞠道称門弟 懸様二○被伝幾久大慶候尤子孫江令伝 候儀可禁之旨令承知候也

8月25日

左衛門督殿 政通22)

とあり, 実際には五十度の出座はおろか, 入門 をしていないものでも,形式的に入門をして免許 をうけていることがうかがわれる. 逆に言えば, 掛緒の免許をうけることが両家と門弟契約を結ん だことになるわけである. 西山松之助氏が「家元 の研究」で引用せられている「甲子夜話」中の老 中阿部正倫の挿話は, 上記の政通と同様の免許を うけようとした例であろう²³⁾.

次に(2)の蹴鞠色目の免許に関しては、すでに述 べたように, 両家の争論の焦点となっていたとこ ろである. 飛鳥井家は鎌倉時代以降中断すること なく, 政治権力との関係を保ちつつ, 家元として の地位を築き, 江戸時代には全国, すべての階級 対して難波家は中絶以後の再興の事情, 江戸時代 での飛鳥井との血縁的な関係, 幕府との関係等か ら, 事実上一歩譲った形となり, 争論当時にはご く限られた門弟に対してしか、権限を持っていな かったと思われ, 争論の結果ようやく権限が広ま ったのである. 延享4年の和熟書に見られるよう に, 「飛鳥井家よりは難波家引立候様仕り, 難波 家よりは飛鳥井家江諸事申談候様可仕候」という ような関係であったのである.

色目免許の一例を挙げてみよう. 時代はやや溯 るが, 永禄4年から5年にかけて (1572~73), 飛 鳥井雅教(雅春)が、奥州の大名伊達晴宗に伝授し た時に与えた免状には,

同4年12月5日付 庭免状 同5年5月28日付 蹴鞠条々

以上2通の庭免状(庭とは蹴鞠場を指す)で蹴鞠 場の作り方を伝授している.

また,同4年12月5日付で「葛袴鴨沓免許状」 として、下記の内容のものが与えられている.

蹴鞠為門弟, 葛袴并鴨沓之事, 条々雖有子細 之儀候, 別而御執心之間, 則免申候, 御着用, 尤規模, 珍重候也, 恐々謹言

12月5日

伊達左京太夫殿 雅教 (花押)24)

葛袴は蹴鞠のおりに着ける袴であり、身分によ り, また入門後の昇進により, 色が定められてい た. 晴宗は翌年3月22日萌黄葛袴を免許されて いる. 鴨沓は同じく蹴鞠用の履物である. この他 にも鞠扇, 韈(したうず=指のない足袋), 水干, 秘伝 書等の免許があった.

このような免許のさいには、門弟の側から家元 へ謝礼がおくられる. 前述の争論のさいの宗建の 訴状や、雅香の書状に謝礼のことが記されてい た. 宗建は「江戸・大阪二ヵ所の門弟について は, 飛鳥井が難波に相談することなく免許し, 謝 礼は両家同様に相勤めており、云々」と言ってお り, 雅香は「この二ヵ所の門弟については, 彼家 (難波) へ申し届けずに, 免許を出し, 謝礼は両家 の分をまとめて飛鳥井におくらせ, これを飛鳥井

から難波の分を彼家へ、あらためて送り届けてい る. 争論中もこの方法をとるから、難波分の謝礼 は追て差し出すように申し付けよう」と言ってい 3.

いずれにしても、家元の免許権を保証するとい うことは, 同時にこれに伴う大きな経済的収入を 保証するということである.

宮内庁書陵部蔵の文政8年改正「鞠道色目次第 并御礼式大略 (大名旗本法中并町家百姓) 写25)」か ら, 色目免許および謝礼の例を挙げてみよう.

一 御入門 絹戾上紫糸紐 紫下濃 鴨沓 錦 革十骨鞠扇

右御礼式 御両家ニテ壱段

一 御大名壱万石弐万石御方者 金六両 御旗本方并寺院衆者 金参両

一 年頭御馬代 銀壱枚宛

一 暑寒 御国産品ニテモ

一 三万石四万石之御方者 御両家江

御太刀

壱腰宛

御馬代

銀三枚宛

若殿様江

金参百疋宛

雜掌四人江

金参百疋宛

年頭暑寒

同一

(中略)

一 弐拾万石以上御方様ニハ

御太刀 御馬代 銀廿枚宛

或大判壱枚宛も有之

若殿様江

銀七枚宛

雑掌四人江 銀五枚ツ,或金千疋宛

年始御馬代

銀参枚或弐枚

雜掌江

御目録

暑寒 御国産品 雑掌江茂

武家の入門については以上のような規定があ り、種々の名目で謝礼が定められている。その他 の身分のものについても同様である.

- 一 御目見以下, 町家百姓
- 一 御入門 絹戾上 糸籾 白葛袴 鴨沓 藍 白地革

御両家ニテ御礼式 金壱両弐分

一 浅黄葛袴 " 同上

一 錦革 "

(中略)

一 萌黄下濃葛袴 "

(中略)

一 桔梗葛袴 " 同上

外二御肴料金壱両添

御目見以下町家百姓というような身分の低い者 でも入門のさいや、上記のような装束の免許をう ける場合に, 金壱両弐分~参両くらいの謝礼金が 必要であった.

また鞠庭に植える懸りの木の種類(4本を4隅に 植える) についての免許にも規定がある.

- 一 式木懸 四本懸ト云, 地下ハ柿葛袴御免之 後御免之事 御礼金三両
- 二本松 地下八紫下濃相済候後御免之事 御礼金六両

但地下是迄限り

三本松 御大名御旗本へ被免候夏 御旗本者御礼三段九両也 御大名 方式木の御礼より御高ニ応候事

式木とは、遊庭秘抄によれば、柳、桜、松、鶏 冠木の四本のことをさし、二本松、三本松はより 格が高く、四本松は貴所でなければ許されなかっ

秘伝書の相伝の謝礼は, 大名は高に応じ, 旗本 は金七両, 地下は金四両弐分と定められている.

以上のように、蹴鞠の免許は技術・装束・鞠庭 ・入門等,種々の面にわたって、身分に従って定 められていた. 入門・昇進のさいにも, また年頭 ・ 寒暑の時候見舞にも、家元に謝礼の金品をおく る定めになっていたのである. この結果, 家元に は多額な経済的収入が保証されていたと考えられ る. 前述の両家の争論も, この辺りに一つの原因 があるのではなかろうか. 今回は, 収入の具体的 な額や、その収入の行方、処理について史料的に 追求できなかったが, この点は家元制を考える上 に大きな問題であろう.

以上のように、ごく粗雑ではあるが、蹴鞠にお

ける家元制の具体的なあり方について、とくに江 て、蹴鞠を遊戯として体育の分野で扱うさいに 戸時代におこった、いくつかの家元争論を中心と して史料的にあとづけてみた.

初めに述べたようにわが国においては、遊戲と して, 本来奔放に展開すべきはずの蹴鞠といえど も, 封建時代には, 他の諸芸とともに, 家元制と いう枠の中にはめられていたのである.

蹴鞠における家元制について, 簡単にまとめて みると.

- 1. 家元は古代貴族藤原氏の流れである難波, 飛鳥井、御子左(中絶) の三家であり、中世以 降, 院, 天皇といった古代的権力, あるいは 足利, 徳川等の武家政権に, その地位を保証 されていた. この地位を脅す者に対しては, これらの政治権力が発動して, これを停止さ せていたのである.
- 2. 家元の権限とは,
 - (1) 蹴鞠技術(秘伝書による)の相伝
 - (2) 入門·破門,
 - (3) (2)に伴う蹴鞠の装束(水干・袴・扇沓等)や 鞠場設置の免許,
- (4) 蹴鞠から派生した冠掛緒の免許, であった.
- 3. これらの免許に伴う多大な経済的収入が保 証された.

以上のようにして見ると、蹴鞠における家元制 は、蹴鞠を一つの遊戯として見た場合、蹴鞠をあ くまで貴族的な遊戯、いいかえれば、貴族として の「たしなみ」として繋ぎとめておくのに、大き な役割を果したと考えられる, とくに装束等の点 で、身分による免許制があるということは、貴族 的な雰囲気をこの遊戯に持ち込むことが大であっ たであろう. またこれから派生した, (4)の免許は 蹴鞠の門弟契約という形式を保ちながら, 貴族・ 武士の公生活における装束の免許制であって、こ れを勅許によって免許するということは, 政治的 には無力であった貴族たちの, 武士に対する伝統 的な優越感の一つのあらわれであろう.

今後の問題として残されていることは, 第一に 蹴鞠の技術的な面に関する家元制の役割であっ

は、非常に重要なことと考える.

第二には免許に伴う経済的収入の問題であっ て, この点は家元制を歴史的, 政治的な産物と考 えるさいの大きな鍵であると考える.

今後この二点についての追究がなされるべきで あると思うのである.

参考文献

- 1) 蹴鞠之目録 99 箇条, 続群書類従, 539 巻, 19 輯 中, p. 135.
- 2) 西山松之助:「家元の研究」 p. 24, 157, 校倉 書房.
- 3) 諸家家業記,輪池叢書,18.
- 4) 古今著聞集, 巻11, 蹴鞠第17, 国史大系所収, p. 223.
- 5) 日本書紀,24巻,皇極紀3年正月,同上,第1 部2, p. 202, 203.
 - 6) 倭名類聚抄, 巻 4 雜芸, 4 裏.
 - 7) 遊庭秘抄, 群書類従, 355巻, 12 輯.
- 8) 笹島恒輔:「中国体育史」, p. 20~23, 54~56, 逍遙書院, 昭. 35.
- 9) 西宮記, 巻 8, 蹴鞠, 故実叢書 (7), p. 55~56.
- 10) 水左記, 史料通覧所収, p. 88.
- 11) 古今著聞集, 前掲.
- 12) 安元 2, 治承 3, 承元 2年にそれぞれ 執会が開 かれている.
- 13) 飛鳥井雅章: 鞠道一伴留, 宮内庁書陵部所蔵,
- 14) 中西貞三: 蹴鞠抄, p. 7, 昭. 39.
- 15) 古今著聞集, 前掲.
- 16) 松屋筆記 75 蹴鞠文書, 図書刊行会本,第2巻, p. 136.
- 17) 「家元の研究」p. 20, 前掲.
- 18) 尊卑分脈, 国史大系所収, p. 217~227.
- 19) 飛鳥井雅香: 鞠道争論之一件, 宮内庁書陵部所 蔵, 宝歷14年.
- 20) 諸家家業記,前掲.
- 21) 江馬務, 有職故実, p. 39, 日本文学社, 昭. 10.
- 22) 鷹司政道, 锅道相伝誓書, 宮内庁書陵部所蔵, 文政年間.
- 23) 「家元の研究」p. 87, 前掲.
- 24) 大日本古文書, 伊達家文書之十, 3250~3265.
- 25) 文政 8 年改正轨道色目次第并御礼式大略,写, 宫内庁書陵部所藏.
- 26) 遊庭秘抄 (前掲).

Studies on the Shukiku

— On the Iemoto, the President of Shukiku School —

by

TORU WATANABE

In ancient era of Japan a few traditional ball games of which "Shukiku" was the major one, had been held. The "Shukiku" is a football-like game and it was introduced to this country from China Mainland in the 7th century.

In Nara and Heian eras, which belongs to the 8th century to the 12th century, the "Shukiku" was enjoyed by the courts nobles and it was one of the noble's necessary accomplishment.

In the feudal ages, which was ranged from the late 12th century to the mid-19th century, the width of Shukiku enjoyment was expand to Samurai class which consisted of the Shogun, feudal lords and their vassals and become popular among any common class. But free development of the Shukiku was largely checked by the Iemoto of Shukiku who was the president of school of Shukiku and the Iemoto system, formed in the early 13th century, in which the president controls the play techniques and organization in this field.

Today it is quite seldom to play the game.

The purpose of this study:

The author made some investigation into the system of schools which gave much influence upon Skukiku in the feudal ages. Results;

A) The presidents of three schools of Shukiku, i. e. the Asukai, the Namba, and the Mikohidari (extinct in the mid-14th century) were branches of the Fujiwara which was most powerfull family among ancient court nobles.

The presidents of schools were granted some previleges in this field by the ruller of the time such as the emperor, the exemperor, the Shogun or the like. Sometimes breachers of previleges were prohibited by the ruller.

- B) These previleges are as follows;
- 1) To maintain the secret techniques of Shukiku for generations and instruct the techniques to their disciples.
- 2) To grant the license for Shukikuplay
- To expel their diciples from the field.
- To grant the licenses of various kinds of Shukiku costumes and setting up a Shukiku court.
- 4) To grant the license of a crown braid fixing the crown to the head and being necessary for court ceremonies official life of court nobles and the upper Samurai class. It is said that the crown braid was derived from Shukiku costume.
- 5) These licenses brought large income to presidents of schools.